

## 第2 生産物分類策定研究会の開催

### 1 生産物分類策定研究会の開催

「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）において、総務省は、用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備することとされたことを踏まえ、生産物分類の策定に当たって学識経験者等の幅広い知見を得ることを目的として、総務省政策統括官（統計基準担当）の研究会として、「生産物分類策定研究会」（以下「研究会」という。）を開催することとした。

第1回研究会は、平成29年5月26日に総務省第二庁舎で開催された。

会議の冒頭、新井政策統括官（当時）から、サービス産業は情報通信関連技術の急速な発展により、シェアリング・サービスやデジタルコンテンツ配信などの新サービスが誕生して拡大・多様化し、これらのサービスを的確に把握することが課題となっており、これらの課題に対応するため、GDP統計を軸とした経済統計の改善の基盤となる生産物分類の策定を進めていくために、有識者及び関係府省庁等の御支援・御協力を賜りたいとの挨拶があった。

研究会の座長には、アメリカ経済センサスをはじめ海外の産業・生産物分類体系の調査研究を通じ、日本においても新たに需要サイドの生産物分類体系を構築する重要性を唱えていた立正大学経済学部の宮川幸三教授が指名された。また、その他の構成員として、NAPCS等の海外統計調査システムについて知見を有する学識経験者や、国民経済計算（SNA: System of National Accounts）（以下「SNA」という。）及び産業連関表に知見を有する学識経験者、地域経済に関する産業構造の分析を専門とする学識経験者等の協力を得ることとなった。

#### <生産物分類策定研究会>

##### （構成員）

座長	宮川 幸三	立正大学経済学部教授
	居城 琢	横浜国立大学国際社会科学研究院准教授
	菅 幹雄	法政大学経済学部教授
	牧野 好洋	静岡産業大学経営学部教授

##### （審議協力者）

中村 洋一 法政大学理工学部教授

##### （オブザーバー）（注）

内閣府、金融庁、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

##### （事務局）

総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室

（注）上記府省庁等のほか、大分類G情報通信業、中分類49郵便業（信書便事業を含む）及び中分類86郵便局の検討においては総務省情報流通行政局が、中分類88廃棄物処理業の検討においては環境省が、それぞれオブザーバーとして参加した。

## 2 検討の進め方

第1回研究会では、当面2年間で行うサービス分野の生産物分類策定の全体スケジュールについて説明があった。

全体スケジュールについては、平成29年秋をめどに、生産物分類策定の基本的な考え方を取りまとめ、平成29年秋から30年末にかけて、日本標準産業分類（平成25年10月改定）（以下「J S I C」という。）の大分類のうち、I卸売業、小売業を除くF電気・ガス・熱供給・水道業からRサービス業（他に分類されないもの）までの12大分類ごとに生産物を検討し、平成30年度末までの策定・公表を目指すことが提案された。（図表2）

また、今後検討を予定している生産物分類策定の基本的な考え方の論点として、①策定の背景及び必要性、②策定の目的、③生産物の範囲、④分類基準、⑤分類構成、⑥他の分類との関係、⑦策定された生産物分類の取り扱い、⑧作業の進め方・体制、⑨スケジュールなどについて説明され、今後、これらの論点について検討を進めていくことが提案された。

これについて第1回研究会では、分類基準については量的な基準のみならず、質的基準も重要であるという意見や、かつての米国標準産業分類（S I C : Standard Industrial Classification）では、上位分類の〇%以上などの量的基準が設定されていたため、拡大産業では新たな分類が設定されず、逆に衰退産業では生産額の乏しい分類が残り続けたという弊害があったため、量的基準を設定する場合には留意すべきであるという意見があった。

また、SNAの観点から生産物をフローとストックの関係で考えた場合、例えば2008SNAでは研究開発が資本化され、総固定資本形成としてフローに、更にそれらの積み上げとしてストックに計上されることとなった一方で、研究開発から生み出される特許について、その使用料はサービスの産出としてフローに計上されることとなったため、生産物分類の策定に当たっては、このようなSNA体系との整合を考える必要があるという意見があった。これに対して事務局から、研究開発などは、ストックとフローでは用途が異なるため、諸外国の事例なども参考に取扱いを検討したいという回答があった。

さらに、SNAや産業連関表で特殊な扱いをする帰属家賃や、間接的に計測される金融仲介サービス（F I S I M : Financial Intermediation Services Indirectly Measured）（以下「F I S I M」という。）、自家輸送、企業内研究開発といったものを生産物分類の中でどう扱うかも重要ではないかという意見に対して、帰属家賃やF I S I Mは、基礎統計において把握するものではないため、生産物分類には含まれないのではないかという意見があった。

この他にも、今回作成する生産物分類は、最終的に、CPCやCPAのように産業分類に対応したものにするのか、NAPCSのように産業分類とは独立したものにするのか議論すべきであるという意見があった。

図表 2

検討の進め方について	
○ サービス分野の生産物分類策定スケジュール（想定）	
年月	スケジュール（想定）
29年5月	第1回生産物分類策定研究会の開催
6月	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>①「生産物分類策定の基本的な考え方」の検討</b> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 策定の目的、生産物の範囲、分類基準、分類構成、作業の進め方等について検討</li> <li>○ 検討に際しては、諸外国の生産物分類、調査研究（事業所の売上高管理区分の把握）結果等を共有</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div> <div style="border: 1px solid orange; background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">                     「生産物分類策定の基本的な考え方」取りまとめ                 </div> <div style="text-align: center;"> </div>
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	「生産物分類策定の基本的な考え方」取りまとめ
12月	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>②個別分野の検討（サービス分野）</b> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「基本的な考え方」に基づき、個別分野について検討</li> <li>○ 例えば、J S I C大分類（I卸売業・小売業を除くF～Rの12分類+α）ごとの生産物について、概ね1回程度検討                         <ul style="list-style-type: none"> <li>F 電気・ガス・熱供給・水道業</li> <li>G 情報通信業</li> <li>H 運輸業、郵便業</li> <li>J 金融業、保険業</li> <li>K 不動産業、物品賃貸業</li> <li>L 学術研究、専門・技術サービス業</li> <li>M 宿泊業、飲食サービス業</li> <li>N 生活関連サービス業、娯楽業</li> <li>O 教育、学習支援業</li> <li>P 医療、福祉</li> <li>Q 複合サービス事業</li> <li>R サービス業（他に分類されないもの）</li> </ul> </li> </ul> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">（注）検討の順番は必ずしもこの順番とは限らない</p> <li>○ 個別分野ごとの分類（案）の策定作業の進め方は、「基本的な考え方」において定める</li> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div> <div style="border: 1px solid orange; background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">                     サービス分野の生産物分類（案）の決定                 </div> <div style="text-align: center;"> </div>
30年1月	
2月	
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
31年1月	サービス分野の生産物分類（案）の決定
2月	(P) 全府省庁への意見照会※
3月	(P) 政策統括官決定：各府省庁了解※

※ 策定された生産物分類の取扱いについては、「生産物分類策定の基本的な考え方」において定める。

（出典：第1回研究会 資料3）

